

# 報 道 資 料

発表日：平成30年8月21日  
所 属：県土マネジメント部  
まちづくり推進局建築安全推進課  
担 当：監察係 芳賀、前島  
電 話：0742-27-7564  
内 線：4424

## 「建築物防災週間」における防災対策の推進について

「建築物防災週間」は、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、年2回設けられており、その期間中には職員の立入による防災査察や住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動を実施しているものです。

### 記

#### 1 実施期間

平成30年8月30日(木)から9月5日(水)まで

#### 2 具体的実施事項

##### (1) 防災査察

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物を中心に、特定行政庁の職員が現地において建築物の状況を調査し、必要な指導を実施します。また、消防と共同で実施します。

防災査察の実施結果については、後日、報道発表する予定です。

〈対象建築物〉 建築基準法で定める特殊建築物  
(不特定多数の方が利用する目的で供されるもの)

〈重点事項〉 対象建築物の違反是正指導  
対象建築物に対する定期報告の徹底

##### (2) 広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの配布、公共施設等での啓発ポスターの掲示及び奈良県ホームページでの広報を行います。